

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	平成 1 2 年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	平成 1 2 年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建替えを行った場合の建物について、取得初年度に基準取得価格（取得価格の 1/2）の 15% を割増償却できるが、この制度を平成 23 年度以降も延長すること。（租税特別措置法第 12 条の 3、第 45 条の 2 第 3 項、第 68 条の 29 第 3 項）		
		新基準	旧基準（その他病床）
	一般病床		
	病床面積	6.4 m <sup>2</sup> 以上	4.3 m <sup>2</sup> 以上
	廊下幅	1.8 m 以上 （両側居室 2.1 m 以上）	1.2 m 以上 （両側居室 1.6 m 以上）
	療養病床		
	病床面積	6.4 m <sup>2</sup> 以上	4.3 m <sup>2</sup> 以上
	廊下幅	1.8 m 以上 （両側居室 2.7 m 以上）	1.2 m 以上 （両側居室 1.6 m 以上）
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲16,900 百万円の内数）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 療養環境の改善に対する国民の要請に応え、良質で適切な医療を提供するため、改正後の医療法の構造設備基準に適合した建物への建替えを促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①経緯 高齢化の進展に伴う疾病構造の変化とこれに伴い慢性期患者が増大してきていることに加え、国民の生活水準の向上により療養環境の快適性に対するニーズが高まっている。療養環境を取り巻く環境の変化に対応するため、平成12年の医療法改正により構造設備基準が見直されたところ。 改正の主旨を踏まえ、新基準に適合するよう建替えの促進を図るため、費用負担を軽減し、建替えに向けたインセンティブの付与を目的とし本制度は創設されたところ。</p> <p>②現状分析 本特例措置を利用した医療機関は当該措置が創設されてからの9年間において137件、直近の2年間（平成21、22年度）では42件となっている。 ※地方厚生局に確認。なお、平成22年度については本年7月末現在適用実績（10件）から推計。 本特例措置については、施設が改正後の構造基準に合致していない医療機関の約半数が「今後、本制度を活用して建て替えを行いたい」と回答していることから、建替え促進のインセンティブとなっており、今後も適用が見込まれる。 ※日本医療法人協会・全日本病院協会・日本病院会を通じたアンケート調査。</p> <p>③縮小又は廃止された場合の弊害について 新基準に基づく医療機関への建替えが進まない場合には、旧基準に基づく医療機関のまま、患者に不快な療養環境での生活をさせることになり、国民の意思に反して、医療の質の向上に著しく反することとなる。</p> <p>④結論 以上より、本特例措置については一定の効果があり、当該措置を延長することで引き続き継続した利用が見込まれることから、本特例措置は延長すべきと考える。</p>	
	今回の要望に 関連	合理性
<p>政策の達成目標</p> <p>改正後の構造設備基準に適合した医療機関への転換促進による良質で適正な医療の提供。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>平成23年4月1日から平成25年3月31日まで。</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>改正後の構造設備基準に適合した医療機関への転換。</p>		

		政策目標の達成状況	改正後の構造設備基準に適合した医療機関の割合：78% ※日本医療法人協会・全日本病院協会・日本病院会を通じたアンケート調査																	
有効性		要望の措置の適用見込み	15.2件/年 ※過去の適用実績の年平均																	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	病院の建替えに係る費用は膨大で、医療機関の負担は大きいことから、本特例措置による税負担の軽減は有効な手段である。																	
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	特になし																	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	医療施設近代化施設整備事業による補助金の交付 独立行政法人福祉医療機構による低利貸付																	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	医療施設近代化施設整備事業において、補助金の交付の一つの条件として平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準を満たすことがあげられている。 また、独立行政法人福祉医療機構は医療施設近代化施設整備事業を行う病院の改築資金への低利融資を行っている。																	
		要望の措置の妥当性	新基準に基づく医療機関への建替えについては、税制上の本特例措置の他に政策融資等の支援策がとられている。 本特例措置により建替えに向けたインセンティブを与え、建替えに係る費用負担の軽減を図るとともに、建替えのための具体的な資金調達手段として、政策融資による財政上の手段を与えている。 このように両者は平成12年改正の政策目標を達成するための両輪であり、双方の支援措置により順次建替えが進んでいると評価できる。																	
用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績	<table border="0"> <tr><td>平成13年度</td><td>3件</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>14件</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>19件</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>22件</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>16件</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>10件</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>4件</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>7件</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>12件</td></tr> </table>	平成13年度	3件	平成14年度	14件	平成15年度	19件	平成16年度	22件	平成17年度	16件	平成18年度	10件	平成19年度	4件	平成20年度	7件	平成21年度	12件
平成13年度	3件																			
平成14年度	14件																			
平成15年度	19件																			
平成16年度	22件																			
平成17年度	16件																			
平成18年度	10件																			
平成19年度	4件																			
平成20年度	7件																			
平成21年度	12件																			
			※地方厚生局に確認																	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	租税特別措置の創設から、平成21年までの建替えは、毎年一定数継続的に確認されているところ。
	前回要望時の達成目標	改正後の構造設備基準に適合した医療機関への転換促進による良質で適正な医療の提供
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	日本医療法人協会・全日本病院協会・日本病院会を通じたアンケート調査の結果、平成12年医療法改正適合建物への建替え率は78%である。 病院建替えに係る費用は非常に大きく、当該措置による経営安定に係る支援が、今後も必要とされる。
これまでの要望経緯		平成13年度 創設 平成15年度 2年延長 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長